

山口県報

平成28年
1月22日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....
 - 保安林の指定(森林整備課).....
 - 土砂災害警戒区域の指定の解除(二件)(砂防課).....
 - 土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....
 - 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....
- 公告
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課).....
 - 種番証明書の交付(畜産振興課).....

山口県告示第六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

名	医療	称	療	所	機	在	関	地	廃止年月日
二	ひまわり耳鼻咽喉科クリニック			山口市幸町三番四九一					平成二七、一一、三〇

山口県告示第七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

名	医療	称	療	所	機	在	関	地	指定年月日
一	ひまわり耳鼻咽喉科クリニック			山口市幸町三番四九一					平成二七、一一、一
二	安東歯科医院			岩国市麻里布町六丁目四番九号					〃
三	銀座薬局			周南市銀座二丁目二七					〃

名	指定訪問看護事業者等	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
一	株式会社Noa	光市島田二丁目 一一番六号	リハビリ&ケア 訪問看護ステーションのあ	平成二七、一〇、一

山口県告示第八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十八年一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林の所在場所
 - 下関市豊田町大字地吉字かじヶ迫四六八の三三、四六八の五五、字畑山九二九の四七から九二九の五〇まで
 - 長門市真木字上ノ河内上南平一九一の八、字上ノ河内上北平二二三の一
 - 美祢市西厚保町原字椎原二二六
- 二 指定の目的
 - 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下関市豊田町大字地吉字畑山九二九の四七から九二九の五〇まで（以上四筆に
ついで次の図に示す部分に限る。）
美祢市西厚保町原字椎原二一六六（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林の所在場所

萩市大字弥富下字古森七五六から七六〇まで、七八一、二四〇一から二四〇三ま
で、字上榎ヶ浴七八四、二四八三、二四八四、字下榎ヶ浴八〇九から八一二まで、八
一四、八一六、字寺田二三八九、二三九〇、二三九二から二三九四まで、二三九六か
ら二四〇〇まで、字下本浴二四二二、二四二四から二四二七まで、二四二九、字榎ヶ
浴二四六九から二四七一まで、二四七八、二四七九、二四八〇の一、二四八〇の二、
二四八一、二四八二、字下仏ヶ埜二四八八、二四八九、字平島二五二三から二五二
まで、二五二四から二五二六まで、字字尻二五四三、二五四四、二五四七

二 指定の目的

岩国市周東町祖生字鳴滝二五七一の三〇、五三四一、字地獄谷三五四五の一

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
萩市大字弥富下字上榎ヶ浴七八四・字下本浴二四二四・二四二七・二四二九・
字榎ヶ浴二四七一・二四七八・二四七九・二四八〇の一・二四八〇の二・二四八
一・二四八二・字平島二五二〇・二五二二（以上二三筆について次の図に示す部
分に限る。）

岩国市周東町祖生字鳴滝五三四一・字地獄谷三五四五の二（以上二筆について
次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水
産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律
第五十七号）第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成
二十年山口県告示第五百六十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり
解除する。

平成二十八年一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

- 上田万(一)、上田万(二)、上田万(三)、上田万(四)、上田万(五)、上田万(六)、上
田万(七)、上田万(八)、上田万(九)、上田万(一〇)、上田万(一一)、上田万(一二)、上田万
(一三)、上田万(一四)、上田万(一五)、上田万(一六)、上田万(一七)、上田万(一八)、上田万(一
九)、上田万(二〇)、上田万(二一)、上田万(二二)、上田万(二三)、上田万(二四)、上田万(二五)、
上田万(二六)、上田万(二七)、下田万(一)、下田万(二)、下田万(三)、下田万(四)、下田
万(五)、下田万(六)、下田万(七)、下田万(八)、下田万(九)、下田万(一〇)、下田万(一
一)、下田万(一二)、下田万(一三)、下田万(一四)、下田万(一五)、下田万(一六)、下田万(一七)、
下田万(一八)、下田万(一九)、下田万(二〇)、下田万(二一)、下田万(二二)、下田万(二三)、下田
万(二四)、下田万(二五)、下田万(二六)、下田万(二七)、下田万(二八)、下田万(二九)、下田万(三
〇)、下田万(三一)、下田万(三二)、下田万(三三)、下田万(三四)、下田万(三五)、下田万(三六)、
下田万(三七)、下田万(三八)、下田万(三九)、下田万(四〇)、下田万(四一)、下田万(四二)、下田
万(四三)、下田万(四四)、下田万(四五)、下田万(四六)、下田万(四七)、下田万(四八)、下田万(一
四九)、下田万(一五〇)、下田万(一五一)、下田万(一五二)、下田万(一五三)、下田万(一五四)、下田万(一
五五)、

(15)、下田万(二)16、下田万(二)17、下田万(二)18、下田万(二)19、下田万(二)20、下田万(二)21、
 下田万(二)22、下田万(二)23、下田万(二)24、下田万(二)25、下田万(二)26、下田万(二)27、下田
 万(二)28、上小川東分(二)1、上小川東分(二)2、上小川東分(二)3、上小川東分(二)4、上小
 川東分(二)5、上小川東分(二)6、上小川東分(二)7、上小川東分(二)8、上小川東分(二)9、
 上小川東分(二)10、上小川東分(二)11、上小川東分(二)12、上小川東分(二)13、上小川西分(二)
 (1)、上小川西分(二)2、上小川西分(二)3、上小川西分(二)4、上小川西分(二)5、上小川西
 分(二)6、上小川西分(二)7、上小川西分(二)8、上小川西分(二)9、上小川西分(二)10、上小
 川西分(二)11、上小川西分(二)12、上小川西分(二)13、上小川西分(二)14、上小川西分(二)15、
 上小川西分(二)16、上小川西分(二)17、上小川西分(二)18、上小川西分(二)19、上小川西分(二)
 (20)、上小川西分(二)21、上小川西分(二)22、上小川西分(二)23、上小川西分(二)24、上小川西
 分(二)25、上小川西分(二)26、上小川西分(二)27、上小川西分(二)28、上小川西分(二)29、上小
 川西分(二)30、上小川西分(二)31、中小川(二)1、中小川(二)2、中小川(二)3、中小川(二)4、
 中小川(二)5、中小川(二)6、中小川(二)7、中小川(二)8、中小川(二)9、中小川(二)10、中小
 川(二)11、中小川(二)12、中小川(二)13、中小川(二)14、中小川(二)15、中小川(二)16、中小川(二)
 (17)、中小川(二)18、中小川(二)19、中小川(二)20、中小川(二)21、中小川(二)22、中小川(二)23、
 中小川(二)24、下小川(二)1、下小川(二)2、下小川(二)3、下小川(二)4、下小川(二)5、下小
 川(二)6、下小川(二)7、下小川(二)8、下小川(二)9、下小川(二)10、下小川(二)11、下小川(二)
 (12)、下小川(二)13、下小川(二)14、下小川(二)15、下小川(二)16、下小川(二)17、下小川(二)18、
 下小川(二)19、下小川(二)20、下小川(二)21、江崎(二)1、江崎(二)2、江崎(二)3、江崎(二)4、
 江崎(二)5、江崎(二)6、江崎(二)7、江崎(二)8、江崎(二)9、江崎(二)10、江崎(二)11、江崎(二)
 (12)、江崎(二)13、江崎(二)14、江崎(二)15、吉部上(二)1、吉部上(二)2、吉部上(二)3、吉部上
 (二)4、吉部上(二)5、吉部上(二)6、吉部上(二)7、吉部上(二)8、吉部上(二)9、吉部上(二)
 (10)、吉部上(二)11、吉部上(二)12、吉部上(二)13、吉部上(二)14、吉部上(二)15、吉部上(二)16、
 吉部上(二)17、吉部上(二)18、吉部上(二)19、吉部上(二)20、吉部上(二)21、吉部上(二)22、吉部
 下(二)3、吉部下(二)4、吉部下(二)5、吉部下(二)6、吉部下(二)7、吉部下(二)8、吉部下(二)
 (9)、吉部下(二)10、吉部下(二)11、吉部下(二)12、吉部下(二)13、吉部下(二)14、吉部下(二)15、
 吉部下(二)16、吉部下(二)17、吉部下(二)18、吉部下(二)19、吉部下(二)20、片俣(二)1、片俣(二)
 (2)、片俣(二)3、片俣(二)4、片俣(二)5、片俣(二)6、片俣(二)7、片俣(二)8、片俣(二)9、片
 俣(二)10、片俣(二)11、片俣(二)12、片俣(二)13、片俣(二)14、片俣(二)15、片俣(二)16、片俣(二)
 (17)、片俣(二)18、片俣(二)19、片俣(二)20、片俣(二)21、片俣(二)22、片俣(二)23、片俣(二)24、片
 俣(二)25、片俣(二)26、高佐上(二)1、高佐上(二)2、高佐上(二)3、高佐上(二)4、高佐上(二)
 (5)、高佐上(二)6、高佐上(二)7、高佐上(二)8、高佐上(二)9、高佐上(二)10、高佐上(二)11、
 高佐上(二)12、高佐上(二)13、高佐上(二)14、高佐上(二)15、高佐上(二)16、高佐上(二)17、高佐
 上(二)18、高佐上(二)19、高佐上(二)20、高佐上(二)21、高佐上(二)22、高佐上(二)23、高佐上(二)

(24)、高佐上(二)25、高佐上(二)26、高佐上(二)27、高佐上(二)28、高佐上(二)29、高佐上(二)30、
 高佐上(二)31、高佐上(二)32、高佐上(二)33、高佐上(二)34、高佐上(二)35、高佐下(二)1、高佐
 下(二)2、高佐下(二)3、高佐下(二)4、高佐下(二)5、高佐下(二)6、高佐下(二)7、高佐下(二)
 (8)、高佐下(二)9、高佐下(二)10、高佐下(二)11、高佐下(二)12、高佐下(二)13、高佐下(二)14、
 高佐下(二)15、高佐下(二)16、高佐下(二)17、高佐下(二)18、高佐下(二)19、高佐下(二)20、高佐
 下(二)21、須佐(二)1、須佐(二)2、須佐(二)3、須佐(二)4、須佐(二)5、須佐(二)6、須佐(二)
 (7)、須佐(二)8、須佐(二)9、須佐(二)10、須佐(二)11、須佐(二)12、須佐(二)13、須佐(二)14、須
 佐(二)15、須佐(二)16、須佐(二)17、須佐(二)18、須佐(二)19、須佐(二)20、須佐(二)21、須佐(二)
 (22)、須佐(二)23、須佐(二)24、須佐(二)25、須佐(二)26、須佐(二)27、須佐(二)28、須佐(二)29、須
 佐(二)30、須佐(二)31、須佐(二)32、須佐(二)33、須佐(二)34、須佐(二)35、須佐(二)36、須佐(二)
 (37)、須佐(二)38、須佐(二)39、須佐(二)40、須佐(二)41、須佐(二)42、須佐(二)43、須佐(二)44、須
 佐(二)45、須佐(二)46、須佐(二)47、須佐(二)48、須佐(二)49、須佐(二)50、須佐(二)51、須佐(二)
 (52)、須佐(二)53、須佐(二)54、須佐(二)55、須佐(二)56、須佐(二)57、須佐(二)58、須佐(二)59、須
 佐(二)60、須佐(二)61、須佐(二)62、須佐(二)63、須佐(二)64、須佐(二)65、須佐(二)66、須佐(二)
 (67)、須佐(二)68、須佐(二)69、須佐(二)70、須佐(二)71、須佐(二)72、須佐(二)73、弥富上(二)1、
 弥富上(二)2、弥富上(二)3、弥富上(二)4、弥富上(二)5、弥富上(二)6、弥富上(二)7、弥富
 上(二)8、弥富上(二)9、弥富上(二)10、弥富上(二)11、弥富上(二)12、弥富上(二)13、弥富上(二)
 (14)、弥富上(二)15、弥富上(二)16、弥富上(二)17、弥富上(二)18、弥富上(二)19、弥富下(二)1、
 弥富下(二)2、弥富下(二)3、弥富下(二)4、弥富下(二)5、弥富下(二)6、弥富下(二)7、弥富
 下(二)8、弥富下(二)9、弥富下(二)10、弥富下(二)11、弥富下(二)12、弥富下(二)13、弥富下(二)
 (14)、弥富下(二)15、弥富下(二)16、弥富下(二)17、弥富下(二)18、弥富下(二)19、弥富下(二)20、
 弥富下(二)21、弥富下(二)22、弥富下(二)23、弥富下(二)24、鈴野川(二)1、鈴野川(二)2、鈴野
 川(二)3、鈴野川(二)4、鈴野川(二)5、鈴野川(二)6、鈴野川(二)7、鈴野川(二)8、鈴野川(二)
 (9)、鈴野川(二)10、鈴野川(二)11、鈴野川(二)12、鈴野川(二)13、鈴野川(二)14、鈴野川(二)15、
 鈴野川(二)16、鈴野川(二)17、鈴野川(二)18、鈴野川(二)19、鈴野川(二)20、鈴野川(二)21、福井
 上(二)1、福井上(二)2、福井上(二)3、福井上(二)4、福井上(二)5、福井上(二)6、福井上(二)
 (7)、福井上(二)8、福井上(二)9、福井上(二)10、福井上(二)11、福井上(二)12、福井上(二)13、
 福井上(二)14、福井上(二)15、福井上(二)16、福井上(二)17、福井上(二)18、福井上(二)19、福井
 上(二)20、福井上(二)21、福井上(二)22、福井上(二)23、福井上(二)24、福井上(二)25、福井上(二)
 (26)、福井上(二)27、福井上(二)28、福井上(二)29、福井上(二)30、福井上(二)31、福井上(二)32、
 福井上(二)33、福井上(二)34、福井上(二)35、福井上(二)36、福井上(二)37、福井上(二)38、福井
 下(二)1、福井下(二)2、福井下(二)3、福井下(二)4、福井下(二)5、福井下(二)6、福井下(二)
 (7)、福井下(二)8、福井下(二)9、福井下(二)10、福井下(二)11、福井下(二)12、福井下(二)13、
 福井下(二)14、福井下(二)15、福井下(二)16、福井下(二)17、福井下(二)18、福井下(二)19、福井

- 福井上(一)24、福井上(一)25、福井上(一)26、福井上(一)27、福井上(一)28、福井上(一)29、福井上(一)30、福井上(一)31、福井上(一)32、福井上(一)33、福井上(一)34、福井上(一)35、福井上(一)36、福井上(一)37、福井上(一)38、福井上(一)39、福井上(一)40、福井上(一)41、福井上(一)42、福井上(一)43、福井上(一)44、福井上(一)45、福井上(一)46、福井上(一)47、福井上(一)48、福井上(一)49、福井上(一)50、福井上(一)51、福井下(一)1、福井下(一)2、福井下(一)3、福井下(一)4、福井下(一)5、福井下(一)6、福井下(一)7、福井下(一)8、福井下(一)9、福井下(一)10、福井下(一)11、福井下(一)12、福井下(一)13、福井下(一)14、福井下(一)15、福井下(一)16、福井下(一)17、福井下(一)18、福井下(一)19、福井下(一)20、福井下(一)21、福井下(一)22、福井下(一)23、福井下(一)24、福井下(一)25、福井下(一)26、福井下(一)27、福井下(一)28、福井下(一)29、福井下(一)30、福井下(一)31、福井下(一)32、福井下(一)33、福井下(一)34、福井下(一)35、福井下(一)36、福井下(一)37、福井下(一)38、福井下(一)39、福井下(一)40、福井下(一)41、福井下(一)42、福井下(一)43、福井下(一)44、福井下(一)45、福井下(一)46、福井下(一)47、福井下(一)48、福井下(一)49、福井下(一)50、福井下(一)51、福井下(一)52、福井下(一)53、福井下(一)54、福井下(一)55、福井下(一)57、福井下(一)58、福井下(一)59、黒川(一)1、黒川(一)2、黒川(一)3、黒川(一)4、黒川(一)5、黒川(一)6、黒川(一)7、黒川(一)8、黒川(一)9、黒川(一)10、黒川(一)11、黒川(一)12、黒川(一)13、黒川(一)14、黒川(一)15、黒川(一)16、黒川(一)17、黒川(一)18、黒川(一)19、紫福(一)1、紫福(一)2、紫福(一)3、紫福(一)4、紫福(一)5、紫福(一)6、紫福(一)7、紫福(一)8、紫福(一)9、紫福(一)10、紫福(一)11、紫福(一)12、紫福(一)13、紫福(一)14、紫福(一)15、紫福(一)16、紫福(一)18、紫福(一)19、紫福(一)20、紫福(一)21、紫福(一)22、紫福(一)23、紫福(一)24、紫福(一)25、紫福(一)26、紫福(一)27、紫福(一)28、紫福(一)29、紫福(一)30、紫福(一)31、紫福(一)32、紫福(一)33、紫福(一)34、紫福(一)35、紫福(一)36、紫福(一)37、紫福(一)38、紫福(一)39、紫福(一)40、紫福(一)41、紫福(一)42、紫福(一)43、紫福(一)44、紫福(一)45、紫福(一)46、紫福(一)47、紫福(一)48、紫福(一)49、紫福(一)50、紫福(一)51、紫福(一)52、紫福(一)53、紫福(一)54、紫福(一)55、紫福(一)56、紫福(一)57、紫福(一)58、紫福(一)59、紫福(一)60、紫福(一)61、紫福(一)62、紫福(一)63、紫福(一)64、紫福(一)65、紫福(一)66、紫福(一)67、紫福(一)68、紫福(一)69、紫福(一)70、紫福(一)71、紫福(一)72、紫福(一)73、紫福(一)74、紫福(一)75、紫福(一)76、紫福(一)77、紫福(一)78、紫福(一)79、紫福(一)80、紫福(一)81、紫福(一)82、紫福(一)83、紫福(一)84、紫福(一)85、紫福(一)86、紫福(一)87、紫福(一)88、紫福(一)89、紫福(一)90、紫福(一)91、紫福(一)92、紫福(一)93、紫福(一)94、紫福(一)95、紫福(一)96

- 二 区域の範囲
- 三 次の図のとおり
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり
 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
- 上田万(一)1、上田万(一)2、上田万(一)3、上田万(一)4、下田万(一)1、下田万(一)2、下田万(一)3、下田万(一)5、下田万(一)6、下田万(一)7、下田万(一)8、下田万(一)9、下田万(一)10、下田万(一)11、下田万(一)12、下田万(一)14、下田万(一)18、下田万(一)21、下田万(一)22、下田万(一)23、下田万(一)24、下田万(一)25、下田万(一)26、下田万(一)27、下田万(一)28、上小川東分(一)2、上小川東分(一)3、上小川東分(一)4、上小川東分(一)5、上小川東分(一)6、上小川東分(一)7、上小川東分(一)8、上小川東分(一)9、上小川東分(一)10、上小川東分(一)11、上小川東分(一)12、上小川東分(一)13、上小川東分(一)14、上小川東分(一)15、上小川西分(一)1、上小川西分(一)2、上小川西分(一)3、上小川西分(一)4、上小川西分(一)5、上小川西分(一)6、上小川西分(一)7、上小川西分(一)8、上小川西分(一)9、上小川西分(一)10、上小川西分(一)11、上小川西分(一)12、上小川西分(一)13、上小川西分(一)14、上小川西分(一)15、上小川西分(一)16、上小川西分(一)17、上小川西分(一)19、上小川西分(一)20、上小川西分(一)21、上小川西分(一)22、上小川西分(一)23、上小川西分(一)24、上小川西分(一)25、上小川西分(一)26、上小川西分(一)27、上小川西分(一)28、上小川西分(一)29、上小川西分(一)30、上小川西分(一)31、上小川西分(一)32、中小川(一)2、中小川(一)3、中小川(一)4、中小川(一)5、中小川(一)6、中小川(一)7、中小川(一)8、中小川(一)9、中小川(一)10、中小川(一)12、中小川(一)13、中小川(一)14、中小川(一)15、中小川(一)16、中小川(一)18、中小川(一)19、中小川(一)20、中小川(一)21、中小川(一)23、中小川(一)24、下小川(一)1、下小川(一)2、下小川(一)3、下小川(一)4、下小川(一)5、下小川(一)6、下小川(一)7、下小川(一)8、下小川(一)9、下小川(一)10、下小川(一)11、下小川(一)12、下小川(一)13、下小川(一)14、下小川(一)15、下小川(一)16、下小川(一)17、下小川(一)18、下小川(一)19、下小川(一)20、下小川(一)21、江崎(一)1、江崎(一)2、江崎(一)3、江崎(一)4、江崎(一)5、江崎(一)6、江崎(一)8、江崎(一)10、江崎(一)11、江崎(一)13、江崎(一)14、江崎(一)15、吉部上(一)2、吉部上(一)3、吉部上(一)4、吉部上(一)5、吉部上(一)6、吉部上(一)7、吉部上(一)8、吉部上(一)9、吉部上(一)10、吉部上(一)11、吉部上(一)12、吉部上(一)14、吉部上(一)15、吉部上(一)16、吉部上(一)19、吉部上(一)20、吉部下(一)1、吉部下(一)2、吉部下(一)3、吉部下(一)4、吉部下(一)5、吉部下(一)6、吉部下(一)7、吉部下(一)8、吉部下(一)9、吉部下(一)10、吉部下(一)11、吉部下(一)12、吉部下(一)13、吉部下(一)14、吉部下(一)15、吉部下(一)16、吉部下(一)17、吉部下(一)18、吉部下(一)19、吉部下(一)20、片俣(一)2、片俣(一)3、片俣(一)4、片俣(一)5、片俣(一)6、片俣(一)7、片俣(一)8、片俣(一)

所在地 下松市大字末武上一六七〇の一
 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 式会社
 株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章
 又
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二二一	変 更 後	広島市南区段原南一丁目三番五二号
大規模小売店舗を設置する者の住所	マックスバリュ西日本株式会社	〃	〃	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	〃	〃	〃

四 届出年月日
 平成二十八年一月八日
 五 変更年月日
 平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 マックスバリュ末武店
 所在地 下松市大字末武上一六七〇の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 式会社
 株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章
 又
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	岩本 隆雄	変 更 後	加栗 章男
大規模小売店舗を設置する者の氏名	〃	〃	〃	〃	〃

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 社 マックスバリュ西日本株式会社
 〃
 〃
 四 届出年月日
 平成二十八年一月八日
 五 変更年月日
 平成二十五年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 マックスバリュ末武店
 所在地 下松市大字末武上一六七〇の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 式会社
 株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章
 又
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	松月堂製パン株式会社	変 更 後	株式会社コニカカラー山口
大規模小売店舗を設置する者の住所	〃	〃	〃	〃	〃

四 届出年月日
 平成二十八年一月八日
 五 変更年月日
 平成二十五年十一月一日

(三三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十八年一月二十二日から同年五月二十三日までの間、山口県商工

労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 通津ショッピングセンター
所在地 岩国市通津三七三五
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
安堂畜産株式会社 岩国市周東町上久原二九八の一 安堂 卓也
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	マックスパリュ西日本株式会社	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二二一	広島市南区段原南一丁目三番五二号

- 四 届出年月日
平成二十八年一月八日
- 五 変更年月日
平成二十四年五月十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 通津ショッピングセンター
所在地 岩国市通津三七三五
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
安堂畜産株式会社 岩国市周東町上久原二九八の一 安堂 卓也
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	松月堂製パン株式会社	—

- 四 届出年月日
平成二十八年一月八日

- 五 変更年月日
平成二十四年八月三十一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 通津ショッピングセンター
所在地 岩国市通津三七三五
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
安堂畜産株式会社 岩国市周東町上久原二九八の一 安堂 卓也
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスパリュ西日本株式会社	岩本 隆雄	加栗 章男

- 四 届出年月日
平成二十八年一月八日
- 五 変更年月日
平成二十五年五月二十二日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 通津ショッピングセンター
所在地 岩国市通津三七三五
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
安堂畜産株式会社 岩国市周東町上久原二九八の一 安堂 卓也
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	安堂 光明	安堂 卓也

- 四 届出年月日

平成二十八年一月八日
 五 変更年月日
 平成二十五年七月十九日

(二四) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成二十八年一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検 査 成 績	飼養者の住所及 び氏名又は名称
〇九二二三三八 一九二九四	福太郎		和 種	平成二五、 一、二、七	山 口 県	級外	美祿市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター

平成二十八年一月二十二日印刷
 発行所

山
口
県
知
事
庁

山
口
県
知
事
庁